

## 事業承継等支援事業

### 【目的】

- ・事業承継の取組に要する経費の一部を補助することにより、円滑な事業承継と経営基盤の強化を図る。

### 【補助交付金額】

- ・交付する補助金額は、次のとおりとします。

区 分	補助金額	補助金限度額
(1) 事業承継等支援補助	補助対象経費の 1/2 以内	30 万円
(2) 事業承継資金利子・ 保証料補給制度	(ア)融資実行の日から 3 年以内に支払った 利子額のうち年利 1%に相当する額 (イ)対象融資の実行時に必要となる保証料 の額	25 万円(※1)

※1 1 事業者 1 年度につき。利子と保証料の上限計算は別。

### 【対象者】

- ・次の条件をいずれも満たすものであること。

		対象条件	
(ア)		条例施行規則第 3 条第 3 項及び第 4 条に規定する補助対象事業及び申請者の資格を満たす中小企業者等であること。	
(イ)		事業承継を行うにあたり、引き続き市内で事業を営む者であること。	
(ウ)		北海道青少年健全育成条例(昭和 30 年北海道条例第 17 号)第 19 条に規定する有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗等に該当しないこと。	
(エ)	次に掲げる業種でないもの		
	飲食業	食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブ、待合いなど	
	金融・保険業	商品券売買取業など(保険媒介代理業、保険サービス業を除く)	
	サービス業	興信所	もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行う興信所、探偵業など
		娯楽業等	風俗関連営業、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、芸妓場、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マッサージ、置屋競輪・競馬の競走場・競技団体・予想業、場外馬券売場、場外車券売場など、易断所、観相業、相場案内業(けい線屋)
		旅館業	モーテル、ラブホテル、ブティックホテルなど
		浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業(ソープランド、ファッションヘルスなど)
その他		宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体、公務(外国公務を除く)など、集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く)、学校法人など、民営職業紹介業(芸妓周旋業)	

**【対象となる経費】**

(1) 事業承継等支援補助

事業承継を目的に、税理士事務所、法律事務所、コンサルティング会社、金融機関など、事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び経験を有する専門事業者に委託して行う事業のうち、次に掲げる経費とします。

	事業区分	経費区分
(7)	事業承継計画の策定等 (親族内、従業員等承継)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題分析（見える化）や経営改善（磨き上げ）等のコンサルティング委託料</li> <li>・株価など企業価値の算定委託料</li> <li>・相続税・遺産分割等の対策策定委託料</li> <li>・事業承継計画の策定委託料 など</li> </ul>
(4)	M&Aの仲介委託等 (第三者承継) (注) 買い手側によるものは対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲介委託料、マッチング登録料、着手金 など</li> </ul>

※補助対象期間は事業の着手日から完了までの期間（事業着手から1年を限度）とする。

※国及び関係団体などから同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みのないこと。

※補助金の交付は、年度を問わず1事業者につき1回までとする。

(2) 事業承継資金利子・保証料補給制度

対象融資
(日本政策金融公庫) 事業承継・集約・活性化支援資金
(北海道中小企業総合振興資金) 事業承継貸付
(北海道信用保証協会の次の保証制度を利用した融資) 経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備 関連保証、事業承継サポート保証、事業承継特別保証、経営承継借換関連保証

**【対象とならないもの】**

(1) 事業承継等支援補助

- ・消費税・振込手数料。
- ・専門事業者に対する顧問料等。
- ・官公庁等の手続き及び書類作成、個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る経費。
- ・M&Aの成立時に支払う成功報酬に係る費用。

(2) 事業承継資金利子・保証料補給制度

- ・貸付月と市への申請月にずれが生じた場合、申請日より前の支払利子について遡って補給はしません。

(例) 貸付月が令和3年10月、市への申請月が令和4年9月の場合、利子補給期間は令和4年9月から令和6年9月までの25か月間とします。

## 【申請フロー】

### (1) 事業承継等支援補助



#### 1 事業計画書提出

補助対象事業に着手する前に、次の書類一式を提出してください。

①	事業計画書 ((事業承継等支援)様式第1号)	
②	補助対象経費を確認できる書類	見積書、委託する業務内容がわかるものなど
③	申請者(仮)確認書類	③-1 個人事業の場合 → 直近の確定申告書の写し ③-2 法人事業の場合 → 直近の法人税申告書別表1の写し
④	営業許可書の写し	営業に必要な許可書がある場合のみ提出
⑤	企業概要書 及び 事業内容がわかる書類	
⑥	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり。

#### 2 事業計画の認定(不認定)

書類審査後、事業計画の認定/不認定が決定したら、市から連絡し、「事業計画認定(不認定)通知書((事業承継等支援)様式第2号)」をお渡しします。

書類審査には、10日~14日程度かかります。

認定を受けてから対象事業を開始してください。

#### 3 変更手続き

補助金の交付申請をするまでの間に、次の事項が生じた場合は、市へご相談のうえ、速やかに次の書類を提出してください。

(1) 事業費が大幅に増額、減額したときや事業内容・期間など事業計画が変更になったとき

(2) 事業を取りやめるとき

①	事業計画変更(廃止)届 ((事業承継等支援)様式第3号)	
②	事業計画書 ((事業承継等支援)様式第1号)	変更後の事業内容の変更箇所がわかるもの
③	その他市長が必要と認めたもの	変更内容に応じて担当から指示します。

※注意! 変更後の対象事業費に合わせて、補助金の減額又は交付決定を取り消すことがあります。

#### 4 変更等の認定

書類審査後、事業計画の変更または取消に関して認定が決定したら、市から連絡し、「事業計画変更認定(取消認定)通知書((事業承継等支援)様式第4号)」をお渡しします。

書類審査には、10日~14日程度かかります。

## 5 申請

補助対象事業が完了したら速やかに、申請書（第1号様式）に加え、次の書類一式を提出してください。

①	申請書（第1号様式）	
②	補助事業実施報告書 （（事業承継等支援）様式第5号）	
③	補助金等交付申請額算出調書 （第2号様式）	
④	補助対象経費を確認できる書類	領収書など
⑤	誓約書 （（事業承継等支援）様式第6号）	
⑥	申請者確認書類	⑥-1 個人事業の場合→住民票（抄本）（有料） （複合庁舎1階総合窓口）※個人番号記載不要 ⑥-2 法人事業の場合→法人登記事項証明書（有料） ※⑥-1、2どちらも発行して3か月以内のもの
⑦	市税の滞納がないことの 証明書類	滞納がないことの証明書（複合庁舎2階税務課4-3番窓口）（※有料） ※発行して1週間以内のもの。申請者が、申請時点で市税の納入義務を負わない場合は、証明書の提出は不要。
⑧	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり。

## 6 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、市から連絡し、「補助金交付決定通知書」をお渡しします。書類審査には、10日～14日程度かかります。

## 7 補助金の請求

補助金の確定通知を受け取ったら、速やかに次の書類を提出してください。

①	請求書（第11号の1様式）	
②	振込口座を確認できる書類	銀行名・支店名・口座名義・口座番号が確認できるもの ※通帳の表紙を見開いたページの写し など

※注意！ 補助金の振込先口座は、申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

## 8 補助金の振込

補助金の請求が確認できれば、市で振り込み手続きを行います。振り込み日は、請求書提出日からおよそ2週間～1ヶ月です。

## 9 フォローアップ調査

申請者が、補助申請年度において事業承継に至らなかった場合は、補助申請年度以後の2年間（事業承継が完了するまで）、各年度の事業承継取組状況報告書（（事業承継等支援）様式第12号）について報告してください。

## 【申請フロー】

### (2) 事業承継資金利子・保証料補給制度



#### 1 届出の提出

公庫・金融機関から融資が実行される前までに、次の書類一式を提出してください。

①	補助金交付申請予定届 ((事業承継等支援)様式第7号)	
②	公庫・金融機関が発行した支払明細書(写し)	
③	信用保証料の確認できる書類	
④	書類の発行依頼兼個人情報提供承諾書 ((事業承継等支援)様式8号)	
⑤	企業概要書 及び事業内容がわかる書類	
⑥	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり。

#### 2 届出書の受理・通知

市で内容を精査し届出書に不備がなければ、「予定届受理通知書((事業承継等支援)様式第9号)」を交付します。

通知書では、補助対象となる返済がいつから、いつまでなのか、記載されており、補助金交付申請の際、必要となります。

#### 3 変更・中止

(1)事業者名・代表者名・所在地の変更等が生じた場合や、新たに法人を設立した場合など、届出した内容に変更が生じた場合は、相談のうえ速やかに次の書類を提出してください。

①	変更届 ((事業承継)様式第10号)	
②	その他必要と認める書類	変更内容に応じて富良野市から指示します。 ※法人の登記事項証明書など、変更内容を証明する、あるいは根拠となるような資料

※注意！ 変更により補助目的に合致しなくなった場合、交付決定を取り消すことがあります。

(2)事業を取りやめたとき

速やかに富良野市へ連絡してください。

#### 4 申請に向けたお知らせ

1月に、公庫や金融機関に支払った利子額等を確認した後、市から該当者へ申請に向けたお知らせ文書を送付します。

## 5 申請

申請年度の2月末までに、次の書類一式を提出してください。

①	申請書（第1号様式）	
②	補助金交付申請額算出調書 （（事業承継等支援）様式第11号）	
③	市税の滞納がないことの 証明書類	滞納がないことの証明書（複合庁舎2階税務課4-3番窓口） （※有料） ※発行して1週間以内のもの。申請者が、申請時点で市税の納入義務を負わない場合は、証明書の提出は不要。
④	申請者確認書類	②-1 個人事業の場合→住民票（抄本）（有料） （複合庁舎1階総合窓口）※個人番号記載不要 ②-2 法人事業の場合→法人登記事項証明書（有料） ※②-1、2どちらも発行して3か月以内のもの
⑤	営業許可書の写し	営業に必要な許可書がある場合のみ提出
⑥	企業概要書 及び 事業内容がわかる書類	
⑦	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり。

## 6 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、市から連絡し、「補助金交付決定通知書」をお渡しします。書類審査には、10日～14日程度かかります。

## 7 補助金の請求

補助金の確定通知を受け取ったら、速やかに次の書類を提出してください。

①	請求書（第11号の1様式）	
②	振込口座を確認できる書類	銀行名・支店名・口座名義・口座番号が確認できるもの ※通帳の表紙を見開いたページの写し など

※注意！ 補助金の振込先口座は、申請事業者または申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

## 8 補助金の振込

補助金の請求が確認できれば、市で振り込み手続きを行います。振り込み日は、請求書提出日からおよそ2週間～1ヶ月です。

## 【Q&A】

### (1) 事業承継等支援補助

#### (申請・相談窓口)

Q 1	補助金の申請・相談窓口はどこか。
A 1	申請・相談窓口は市役所商工観光課です。申請する前に事業計画・内容について、市役所商工観光課へお電話の上、ご相談ください。相談の際に、次の書類をご持参ください。 (申請・相談窓口) ・市役所商工観光課 39-2312 (相談の際に持参いただくもの) ・事業計画書 ・その他市長が必要と認める書類

#### (補助対象事業者)

Q 2	事業を譲り受ける側（譲受事業者）も補助対象となるか。
A 2	本補助金は、事業を譲り渡す側（譲渡事業者）への補助であり、事業を譲り受ける側（譲受事業者）は補助対象になりません。
Q 3	事業を譲り受ける側（譲受事業者）が市外でも対象となるか。
A 3	対象になります。譲渡事業者が本市内に居住し、住民登録を有すること、又は主たる事務所を本市内に有していることが要件となります。

#### (補助対象経費)

Q 4	補助対象経費とは、どのようなものか。
A 4	事業承継に関する、初期診断、課題分析・コンサルティング、税制申請に係る経費、株価など企業価値の算定、事業承継計画の作成、仲介・マッチングの登録、仲介委託契約などです。消費税、振込手数料、税理士など専門事業者への顧問料、M&Aなどの成立時に支払う成功報酬、役員報酬、事業承継に関する研修やセミナーの受講料などは補助対象外になります。
Q 5	承継方法はどのような形でも補助対象となるか。
A 5	親族内承継、従業員承継、社外への引継ぎ（M&A等）など承継の方法によらず、補助要件等を満たす場合は対象になります。
Q 6	専門事業者とは、どのようなものか。
A 6	税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、M&A仲介業者及び金融機関など中小企業庁が策定する事業承継ガイドライン等の内容を踏まえ、事業承継やM&Aについて専門的な知識を有する事業者です。
Q 7	初期診断とは何か。
A 7	専門事業者が事業者に対し、最適な事業承継支援課題の設定、支援方法を提示するために実施する初回の面談や相談のことです。
Q 8	課題分析とは何か。
A 8	専門事業者により、事業者が抱える事業承継の問題を抽出し整理するために行うものです。課題整理を行うことで、事業承継に関する計画をスムーズに作成することができます。
Q 9	事業承継計画とは何か。
A 9	国の税制優遇を受けるために必要な計画であり、承継の予定時期、株式承継時期までの経営課題とその対策、承継後5年間の経営計画等を記載する内容のものです。国の特例税制の適用を受けるためには、この計画の認定を都道府県知事から受ける必要があります。
Q 10	企業価値の算出とは何か。
A 10	専門事業者が、企業全体の価値や株式の価値等を計算し、数値化することをいいます。企業が保有している資産の価値は、例えば承継の際にかかる税金等やM&Aで売却する際の価格の算出に必要となるものです。
Q 11	事業承継にかかる業務委託等を行うことができる機関は、市内の関係機関に限定されるか。
A 11	市外の関係機関と業務委託等を行った場合も対象になります。
Q 12	税理士等と顧問契約を結んでいる場合も対象となるか。
A 12	既に顧問契約を結んでいる場合でも、その契約内容に本補助金の対象事業にかかる費用が含まれておらず、対象事業について別途契約等を結んでいれば補助対象となります。（No. 4のとおり、専門事業者への顧問料は補助対象外になります。）

Q13	専門事業者に頼らず、事業者自ら計画を策定した場合、消耗品など策定等に要した経費は補助対象となるか。
A13	本補助金は、専門事業者の協力を経て計画策定等を行うものに限定し、独力で計画作成や課題分析等を実施した場合は対象になりません。
Q14	見積書、契約書（受発注書）、納品書、請求書、領収書等の帳簿類を紛失してしまった。どうしたら良いか。
A14	発行元に再発行の依頼をしてください。補助対象経費がわかる書類の提出がないと補助金の申請ができません。

(補助対象期間)

Q15	事業承継完了まで複数年かかる場合でも補助申請は可能か。
A15	事業承継が完了するまで複数年かかる場合でも、補助対象経費の支払いが完了するものであれば申請可能です。(事業承継が全て完了しなくても、初期診断や課題分析など、補助メニューの着手日から1年以内に支払いまで完了する場合は申請可能。)  なお、補助申請年度内に事業承継が完了しない場合は、補助申請年度以後の2年間、各年度の事業承継に係る取り組みや進捗状況について翌年度の4月10日までに報告していただきます。
Q16	事業の着手日とはいつか。また事業完了日とはいつか。
A16	事業の着手日とは、事業承継等に係る専門事業者との業務委託契約締結日などであって、市長が適当と認める日です。また、完了日とは、契約終了日や支払日などであって、市長が適当と認める日になります。
Q17	申請はいつまでに行う必要があるのか。
A17	補助対象事業を実施し、支払いが完了次第、速やかに行ってください。
Q18	何回でも補助制度を利用することは可能か。
A18	1事業者当たり、年度を問わず1回限りの申請となります。

## 【Q&A】

### (2) 事業承継資金利子・保証料補給制度

#### (申請・相談窓口)

Q 1	補助金の申請・相談窓口はどこか。
A 1	申請・相談窓口は市役所商工観光課です。融資が実行される前までに、補助金交付申請予定届の提出が必要となります。提出の際に、相談の際に、次の書類をご持参ください。詳しくは市役所商工観光課へお問い合わせください。 (申請・相談窓口) ・市役所商工観光課 39-2312 (届出の提出の際に持参いただくもの) ・公庫・金融機関が発行した支払明細書(写し) ・信用保証料の確認できる書類 ・その他市長が必要と認める書類

#### (補助対象事業者)

Q 2	事業承継融資借受者が事業を譲り受ける側(譲受事業者)でも補助対象となるか。
A 2	対象になります。ただし、事業を譲り渡す側(譲渡事業者)が本市内に居住し、住民登録を有すること、又は主たる事務所を本市内に有していることが要件となります。

#### (補助対象期間等)

Q 3	補助申請年度より前に実施した経費は対象となるか。
A 3	補助対象期間等は融資実行日の属する月から36か月以内です。 ただし、融資実行月と市への届出月にずれが生じた場合、市は届出月より前の支払利子等について遡って支払はしませんので、早めの届出をお願いします。 (例) 融資実行月が令和4年6月、市への届出月が令和4年9月の場合、利子補給期間は令和4年9月から令和6年9月までの25か月間となります。
Q 4	当該年内に繰上償還し完済したが、補助制度を利用することは可能か。
A 4	当該年内に繰上償還あるいは償還が終了した場合でも、当該年の償還日までの期間に約定利子を支払っている場合は利子補給の対象となります。 ただし、当該年に廃業した借受者は、保証料・利子補給の対象外となります。
Q 5	何回でも補助制度を利用することは可能か。
A 5	1事業者1年度につき25万円以内(利子と保証料の上限計算は別)、制度利用は1回限りとなります。ただし、(1)事業承継等支援補助金との併給は可能です。